○国土交通省告示第百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地の表示

井戸沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市上三依

字上ノ川　四七二番　一号及び二号

字毛無山　七六二番二一　三号及び四号

七六二番二〇　五号から七号まで及び十九号

七八二番　十七号及び十八号

七八二番　二十号及び二十一号

地先道路敷　二十二号から二十四号まで及び二十八号から三十号まで

七八一番

七六二番一八　二十五号から二十七号まで

七六二番一六　四十三号及び四十四号

七六二番一五　四十五号及び四十六号

七六二番一〇　四十七号

七六二番一一　四十八号

地先水路敷

栃木県日光市上三依字尾頭山国有林

一〇八林班　わ小班　八号から十六号まで及び三十一号から三十六号まで

一〇八林班　れ[1]小班　三十七号から四十号まで

れ[4]小班　四十一号及び四十二号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小佐越沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱二十九号と一号を一般国道百二十一号道路敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市高徳

字松原　九七三番三　一号から三号まで

九七三番一　四号

九七四番一　五号、六号及び二十九号

九七一番　七号、八号及び二十七号

九七〇番　二十八号

一〇二四番　九号

一〇二五番　十号から十二号まで

一〇二六番　十三号から十六号まで

一〇二七番　十七号

一〇二九番　十八号

一〇四一番　十九号から二十一号まで

一〇四二番　二十二号

一〇四三番　二十三号及び二十四号

一〇四四番　二十五号及び二十六号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中町上沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市高徳

字松原　九五〇番一　三十六号から三十九号まで

九五八番一　一号及び四十六号

九五九番一　二号、三号及び四十五号

字八ツ株　一〇五〇番　四号から十一号まで及び四十四号

一〇五一番　十二号から十九号まで及び四十号から四十三号まで

一〇五二番　二十号から二十七号まで及び三十五号

一〇五三番一　二十八号から三十三号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

合の沢上沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市高徳字天神前

一〇五三番二　三十四号

三四八番二　一号から三号まで

三四四番　四号から六号まで及び二十五号から三十三号まで

一一八五番　七号から十七号まで

一一八六番　十八号

一一八九番　十九号から二十二号まで

一一九〇番　二十三号及び二十四号

三四八番一　三十四号から三十九号まで

○国土交通省告示第百六十五号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月八日

国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇〇四六号	野口　武聡	東京都	平成二十九年二月二十四日	東京湾水先区
第二〇〇〇四七号	古江　剛志	神奈川県	平成二十九年二月二十四日	東京湾水先区
第二〇〇〇四八号	本田　直葵	愛知県	平成二十九年二月二十四日	東京湾水先区
第二〇〇〇四九号	夏井　裕希	福島県	平成二十九年二月二十四日	東京湾水先区
第二〇〇〇五〇号	綾部　優子	長崎県	平成二十九年二月二十四日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇〇五一号	梅ヶ辻和也	奈良県	平成二十九年二月二十四日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇〇五二号	見上　晴信	和歌山県	平成二十九年二月二十四日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇〇五三号	藤澤　邦臣	兵庫県	平成二十九年二月二十四日	大阪湾水先区
第二〇〇〇五四号	蛸積　史丸	兵庫県	平成二十九年二月二十四日	大阪湾水先区
第二〇〇〇五五号	宇野　祐司	兵庫県	平成二十九年二月二十四日	内海水先区
第二〇〇〇五六号	森　久	京都府	平成二十九年二月二十四日	内海水先区
第二〇〇〇五七号	小森　訓史	福岡県	平成二十九年二月二十四日	内海水先区
第二〇〇〇五八号	諸井　泰三	山口県	平成二十九年二月二十四日	内海水先区
第二〇〇〇五九号	長島　大喜	福岡県	平成二十九年二月二十四日	内海水先区
第二〇〇〇六〇号	小島　史義	愛知県	平成二十九年二月二十四日	関門水先区

○東北地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十九年三月八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号及び百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大崎市岩出山池月字下宮道下四番一から同市岩出山池月字下宮苗代目三〇番一まで	前	一四・六〇～一七六・五〇メートル	〇・一六六キロメートル
	後	一四・六〇～一〇三・七〇メートル	〇・一六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十七号及び百八号	大崎市岩出山池月字下宮道下四番一から同市岩出山池月字下宮苗代目三一番七まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月八日